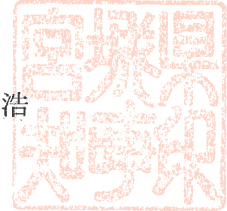


## 公 告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可をしたので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成10年宮城県告示第737号。以下「要綱」という。）第34条第1項の規定により公告する。

令和6年2月9日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



- 申請者の名称、住所及び代表者の氏名
  - 名称 株式会社木村土建
  - 住所 宮城県東松島市大塩字五台23番地2
  - 代表者の氏名 代表取締役 木村 浩章
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
宮城県東松島市大塩字荻窪32番9
- 産業廃棄物処理施設の種類  
廃プラスチック類の破砕施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下、「政令」という。）第7条第7号）  
がれき類等の破砕施設（政令第7条第8号の2）
- 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
- 産業廃棄物処理施設の処理能力（稼働時間）  
廃プラスチック類 35.28トン/日（4.41トン/時間 8時間稼働）  
紙くず 28.96トン/日（3.62トン/時間 8時間稼働）  
木くず 54.48トン/日（6.81トン/時間 8時間稼働）  
繊維くず 6.56トン/日（0.82トン/時間 8時間稼働）  
金属くず 57.6トン/日（7.2トン/時間 8時間稼働）  
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 51.28トン/日（6.41トン/時間 8時間稼働）  
がれき類 73.76トン/日（9.22トン/時間 8時間稼働）
- 許可年月日  
令和6年2月5日
- 許可番号  
08-96-0
- 審査結果書の縦覧場所及び縦覧期間  
要綱第34条第5項の規定により審査結果書を作成していないので、縦覧は行わない。
- 担当課  
宮城県環境生活部廃棄物対策課（電話 022-211-2648）

## 公 告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可をしたので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成10年宮城県告示第737号。以下「要綱」という。）第34条第1項の規定により公告する。

令和6年2月9日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



- 1 申請者の名称、住所及び代表者の氏名
  - (1) 名称 株式会社木村土建
  - (2) 住所 宮城県東松島市大塩字五台23番地2
  - (3) 代表者の氏名 代表取締役 木村 浩章
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
宮城県東松島市大塩字荻窪32番4、32番10
- 3 産業廃棄物処理施設の種類  
廃プラスチック類の破碎施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下、「政令」という。）第7条第7号）  
がれき類等の破碎施設（政令第7条第8号の2）
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
- 5 産業廃棄物処理施設の処理能力（稼働時間）  
廃プラスチック類 23.2トン/日（2.9トン/時間 8時間稼働）  
紙くず 26.48トン/日（3.31トン/時間 8時間稼働）  
木くず 24.32トン/日（3.04トン/時間 8時間稼働）  
繊維くず 10.64トン/日（1.33トン/時間 8時間稼働）  
ゴムくず 9.2トン/日（1.15トン/時間 8時間稼働）  
金属くず 14.96トン/日（1.87トン/時間 8時間稼働）  
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 13.28トン/日（1.66トン/時間 8時間稼働）  
がれき類 19.6トン/日（2.45トン/時間 8時間稼働）
- 6 許可年月日  
令和6年2月5日
- 7 許可番号  
08-97-0
- 8 審査結果書の縦覧場所及び縦覧期間  
要綱第34条第5項の規定により審査結果書を作成していないので、縦覧は行わない。
- 9 担当課  
宮城県環境生活部廃棄物対策課（電話 022-211-2648）